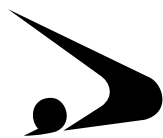


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

公 告

- 情報システム開発業務委託に係る一般競争入札の実施（森林環境対策室）
- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田総合農林事務所）
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課） 五件

告 示

秋田県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十四年八月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

告 示

目 次

- 生活保護法による医療機関の指定（五五〇・福祉政策課）
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（五五一・福祉政策課）

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
児玉内科医院	児 玉 光	南秋田郡八郎潟町字中田六十七番地十四	内科、消化器科	平成十四年八月一日
医療法人 天王歯科医院	医療法人 天王歯科医院 山 平 義 之	南秋田郡天王町天王字棒沼台三百二番地	歯科、小児歯科、歯科 口腔外科	平成十四年七月一日
湯沢セントラル薬局	クラフト株式会社代表 取締役	湯沢市表町四丁目八番二十五号	調剤薬局	平成十四年七月一日
えきまえ佐藤薬局	佐 藤 美津子	南秋田郡八郎潟町字中田六十七番地二十一	調剤薬局	平成十四年七月一日

秋田県告示第五百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十四年八月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
湯沢セントラル薬局	株式会社幹代表取締役	湯沢市表町四丁目八番二十五号	平成十四年六月三十日
天王歯科医院	山 平 義 之	南秋田郡天王町天王字棒沼台三百二番地	平成十四年六月三十日

公 告

森林情報システム開発業務委託について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年八月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 委託名 森林情報システム開発業務委託
- (二) 委託内容 森林情報システムの基本設計、詳細設計及びデータベース設計
- (三) 履行期間 契約締結の日から平成十五年三月二十日（木）まで
- (四) 履行場所 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県農林水産部農林政策課森林環境対策室ほか

二 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を満たし、本委託契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 森林に関するGIS（地理情報システム）のシステム開発の実績を有すること。
- (三) ネットワーク環境でのシステム開発の実績を有すること。

三 入札手続等

- (一) 担当部局

(1) 一般的事項

郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県農林水産部農林政策課総務班（電話〇一八―八六〇―一七二二）

- (2) 設計図書に関する事項

郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県農林水産部農林政策課森林環境対策室森林計画班（電話〇一八―八六〇―一七四一）

(二) 契約条項を示す場所

- (一) 掲げる場所
- (二) 掲げる場所

(三) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成十四年八月十九日（月）から同月二十八日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで（一）に掲げる場所で交付する。

(四) 競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法

平成十四年八月十九日（月）から同月二十八日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで（一）に掲げる場所に持参の上、一部提出すること。

(五) 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年九月十七日（火）午後一時

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁地下一階管財課入札室

(六) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所等

封筒に委託名及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、書留の配達証明の取扱いにより、開札時まで（一）に掲げる場所に到着すること。

なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

四 その他

- (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十六条各号に掲げる入札又は申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした者の入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

規則第百六十条及び第百六十一条に規定するところによる。ただし、規則第百六十二条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

規則第百七十七条に規定するところによる。ただし、規則第百七十八条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(五) 手続における交渉の有無 無

(六) 契約書作成の要否 要

(七) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(八) 本委託契約に直接関連する他の委託契約を本委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(九) 関連情報を入力するための照会窓口

三(一)及び(2)に掲げる部局

(十) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、森吉町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年八月八日認可したので同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年八月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年八月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

微小硬さ試験機 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年十一月二十九日（金）

(四) 納入場所

秋田県工業技術センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八―八六〇―二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月十六日（金）から同月二十六日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年八月三十日（金）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年八月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

発光分析装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年十二月二十七日（金）

(四) 納入場所

秋田県工業技術センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八八六〇一二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月十六日（金）から同月二十六日（月）

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年八月三十日（金）午前十一時十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年八月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

成形最適化システム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限
平成十四年十一月二十九日（金）
- (四) 納入場所
秋田県工業技術センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八八六〇一二七三八）
入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月十六日（金）から同月二十六日（月）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年八月三十日（金）午前十一時二十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじに

- より決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年八月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
UVトリガー自動分取装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十四年十一月八日（金）
- (四) 納入場所
秋田県総合食品研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八八六〇一二七三八）
入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月十六日（金）から同月二十六日（月）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年八月三十日（金）午前十一時三十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室
入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年八月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

特殊用途普通自動車 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年一月三十一日（金）

(四) 納入場所

秋田県警察本部

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八―八六〇―二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月十六日（金）から同月二十六日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年八月三十日（金）午前十一時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

(五) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
その他
詳細は、入札説明書による。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番二号
購読料金 一月三千五百円

印刷所
印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 062-8766 FAX 063-0005
E-mail: matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄